

申告相談

令和5年分申告相談会を次のとおり開催します。

▼申告相談会開催日
10・11ページの日程表のとおりです。

▼会場 町役場3階 正庁

▼申告相談会に持参するもの
①マイナンバーカード(顔写真付き)

※マイナンバーカードをお持ちでない人は、個人番号通知カードと身分証明書(運転免許証や健康保険証等のうちから1点)
②還付がある人は、預金通帳等

▼その他の必要な書類(所得別) [給与所得者(給料、賃金、報酬含む)および公的年金受給者] 源泉徴収票または賃金受給明細書

【農業所得者】 農業収入と経費を書いた収支内訳書、領収書、経費明細書、固定資産税課税明細書等
※収支内訳書は、必ず計算を完了し持参してください。また、内訳ごとに領収書等をまとめてください。
【事業所得者(農業所得者除く)】

▼入場整理券が必要です

・会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。
・会場で当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。
・LINEを通じてオンラインによる事前発行も可能です。
※事前発行可能期間が設けられています。

▼確定申告書の作成はスマホ等で会場では、ご自身のスマホやタブレットを使用して確定申告書を作成していただきますので、次のものをご持参ください。
①スマホまたはタブレット
②マイナンバーカード
③マイナンバーカードの発行時に設定した2つのパスワード

福島税務署の休日 確定申告書作成会場

▼開催日 2月25日(日)
▼会場 アオウゼ4階 大活動室
▼対応業務 申告相談および確定申告書用紙の配付、確定申告書の收受、納付相談

確定申告はスマホからできます

次のSTEPの順にスマホ画面に従って操作をすると、確定申告

事業収入と経費、販売と仕入れ、棚卸額を書いた収支内訳書、経費明細書、領収書、給与、賃金支払明細書
【不動産所得者(農地等の土地や家屋を賃貸している人)】
①賃貸借契約書(受領した賃料および物納の場合は数量の分かるもの)
②経費が分かるもの(固定資産税課税明細書、土地改良区賦課金および水利費等の領収書)

▼控除関係に必要な書類等

①配偶者・扶養親族控除
その人の個人番号が分かるもの
②社会保険料控除
各種年金保険料、健康保険料領収書等
③生命保険・地震保険料控除
保険会社発行の生命保険(個人年金保険料、介護医療保険料を含む)、地震保険の控除証明書
④医療費控除
医療費控除の明細書(人・病院・薬局ごとに集計してください)、病院等の領収書または医療保険者等の医療費通知書、補てんされた金額が分かるもの。
※医療費控除の明細書は、必ず集計を完了し持参してください。
⑤障害者控除
・障害者手帳、介護保険の障害者控除対象者認定書等
・介護保険の要介護認定を受け

書を作成することができます。

STEP① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ、次のブラウザでアクセスしてください。
○ iPhoneの場合・・・Safari
○ Androidの場合・・・Chrome

STEP② 提出方法の選択
○マイナンバーカード方式
マイナンバーカードに対応するスマホが必要です。
○ID・パスワード方式
事前に税務署へ届出が必要です。

STEP③ 収入・所得金額や所得控除等の入力
STEP④ 入力した内容の確認とデータの送信
STEP⑤ 確定申告書等帳票のPDF・入力した申告書データの保存

チャットボットでの相談

所得税の確定申告やインボイス制度、年末調整に関する相談は、チャットボット「税務職員ふたば」をご利用ください。質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力するとAIが自動回答します。土日、夜間も利用できます。

国税庁 ふたば で検索

ている人は、保健福祉課高齢者福祉係から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる場合がありますので、申告の際に提示してください。一度交付されている人でも毎年申請が必要です。証明書発行まで時間がかかりますので、早めにお手続きください。
⑥ひとり親、寡婦控除
令和5年12月31日現在において、ひとり親または寡婦に該当する場合は、控除を受けることができますので、申告相談の際に申し出てください。
⑦寄附金控除
寄附した団体から発行される証明書、受領書

▼次の場合には申告が必要です

①「田んぼを貸している人」や「シルバー人材センターで働いた人」は申告が必要です。
②公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。
③所得が全くなかった人でも、次に該当する人は住民税の申告が必要です。
・国民健康保険・介護保険・国民年金に加入している人
・各種給付・手当等を受給している人

確定申告電話相談センター

確定申告書作成に関する一般的なご相談は、「確定申告電話相談センター」でお答えします。

▼電話番号(国税相談専用ダイヤル)
0570(00)5901
(音声案内に従って「0番」を選択してください)

▼受付期間
1月17日(水)～3月15日(金)
▼受付時間
午前8時30分～午後5時
《土日、祝日を除く》

▼問い合わせ先
【申告相談会・住民税申告】
税務課 賦課係
☎(62) 2113

【確定申告】
会津若松税務署
☎(27) 4311

償却資産

償却資産の申告を
お願いいたします

・町営住宅、こども園等の町の施設を利用している人
・雇用保険・障害年金・遺族年金等の非課税収入だけの人や収入がなかった人で、親や子どもの税制(申告)上の「扶養控除」の対象になっていない人

▼受付できない申告

次の申告は、税務署で申告してください。
・青色申告
・土地、建物、立木の譲渡申告
・仮想通貨の申告
・ストックオプションの申告
・先物取引の申告
・外国税額控除の申告
・雑損控除の申告
・国外居住者の扶養控除の申告
・初年度の住宅借入金等特別控除の申告
・住宅借入金等特別控除に係るローンの借り換えの申告

会津若松税務署の 確定申告書作成会場

▼開催日
2月16日(金)～3月15日(金)
《土日、祝日を除く》
※期間中は、税務署に確定申告書作成会場は設置していません。
▼会場 会津アピオススペース1階 大会議室
▼時間 午前9時15分～午後4時

令和6年1月1日現在で、事業のために所有している構築物、機械、車両・農機具(自動車税種別割・軽自動車税種別割が課税されている車両を除く)、工具などは、償却資産として固定資産税の課税対象になります。
昨年申告された人や所有が確認されている人には、先日申告書を送付しましたので、前年中に増加または減少した資産を記入の上、期限までに申告をお願いします。

なお、次の場合でも申告が必要ですので、ご注意ください。
・昨年からの資産に変更がない人
・免税点(課税標準額150万円)未満の人
・事業をやめたのに申告書が届いた人(廃業などの旨を備考欄に記入してください)。
今年から提出用の申告書のみ送付することとしましたので、控えるが必要な人は提出用をコピーしてお使いください。

所有するものが償却資産に該当するのかわからない人や、申告する必要があるのかわからない人は、お気軽に税務課にお問い合わせください。

▼申告書提出期限
1月31日(水)

▼問い合わせ先
税務課 賦課係
☎(62) 2113

令和5年分申告相談会日程表(3月分)

月日	曜日	受付時間	対象地区
3月1日	金	8:45~11:00	四ッ谷、木地小屋
		13:00~16:00	桜ヶ丘、牛沼、百目貫
3月4日	月	8:45~11:00	千代田、上戸駅前、月輪行政区外
		13:00~16:00	半坂、白木城
3月5日	火	8:45~11:00	北高野、田子沼、松橋
		13:00~16:00	神明町、五十軒、川崎
3月6日	水	8:45~11:00	松橋浜、樋ノ口
		13:00~16:00	名古屋町、新町い、新在家、市沢
3月7日	木	8:45~11:00	扇田、東館、明戸
		13:00~16:00	小田、蒲谷地
3月8日	金	8:45~11:00	上新町、磐根
		13:00~16:00	新北町、吾妻行政区外
3月11日	月	8:45~11:00	長坂、スキ一場、翁島行政区外、上戸
		13:00~16:00	九軒町、葉山、西館
3月12日	火	8:45~11:00	戸ノ口、三本木、金子沢、六角、湊志田
		13:00~16:00	土町、烏帽子、大在家、小平潟
3月13日	水	8:45~11:00	川上、不動、名家
		13:00~16:00	中町、天鏡台温泉、田茂沢
3月14日	木	8:45~11:00	西久保、土田
		13:00~16:00	新堀向、千里行政区外、幸野
3月15日	金	8:45~11:00	川桁(1組~11組)
		13:00~16:00	川桁(12組~23組)

5 次の申告は受け付けできませんので、税務署で申告してください。

①青色申告 ②土地、建物、立木の譲渡申告 ③仮想通貨の申告 ④ストックオプションの申告 ⑤先物取引の申告 ⑥外国税額控除の申告 ⑦雑損控除の申告 ⑧国外居住者の扶養控除の申告 ⑨初年度の住宅借入金等特別控除の申告 ⑩住宅借入金等特別控除に係るローンの借り換えの申告

【問い合わせ先】税務課 賦課係
☎(62) 2113

令和5年分申告相談会日程表(2月分)

月日	曜日	受付時間	対象地区
2月15日	木	8:45~11:00	千貫、富永、関脇
		13:00~16:00	三城潟、行津桜川、相名目、小水沢
2月16日	金	8:45~11:00	釜井、翁島駅前、長瀬行政区外
		13:00~16:00	砂川、仁蔵、金曲
2月19日	月	8:45~11:00	廻谷地、壺下、水沢
		13:00~16:00	曲淵、志津、道下、沼尻駅前
2月20日	火	8:45~11:00	旭町、今泉、夷田
		13:00~16:00	堤崎、内野、荻窪
2月21日	水	8:45~11:00	柰次、東南真行、酸川野
		13:00~16:00	本町、八千代、達沢
2月22日	木	8:45~11:00	見柰山、島田、大原
		13:00~16:00	新町ろ、白津
2月26日	月	8:45~11:00	下館、伯父ヶ倉、沼尻温泉
		13:00~16:00	沼ノ倉、猪苗代行政区外
2月27日	火	8:45~11:00	山潟、高森
		13:00~16:00	蟹沢、長浜、新屋敷、中の沢
2月28日	水	8:45~11:00	見柰、中目
		13:00~16:00	西真行、蜂屋敷、上ノ上
2月29日	木	8:45~11:00	古城町、入江
		13:00~16:00	渋谷、打越、都沢

- 1 会場は全日程、町役場3階正庁になります。3階まではエレベーターをご利用ください。
- 2 次の時間帯は、大変混みますので、混雑緩和にご協力ください。
午前 → 8:45 ~ 9:05、10:40 ~ 11:00
午後 → 13:00 ~ 13:20、15:40 ~ 16:00
- 3 受付時間前に来られても受付票はございませんので、受付開始時間以降にお越しください。
- 4 待ち時間を最小限にするため、指定日来場にご協力ください。どうしても都合がつかない場合は、指定日以外にお越しただいて構いません。

催し

新年あいさつ交歓会を 1月4日に開催します

年頭にあたり、さらなる町政
伸展を誓うため「新年あいさつ
交歓会」を開催します。
どなたでも予約なしで参加で
きます。

- ▼開催日時
1月4日(木)
午前11時30分
- ▼会場 町役場3階 正庁
- ▼会費 1人500円
- ▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62)2111

商品券

「野口英世ふるさと商 品券」の使用期限は1 月31日までです

野口英世ふるさと商品券の使
用期限は、1月31日(水)まで
です。使用期限が過ぎた商品券
は、一切使用できませんので、
忘れずにご使用ください。商品
券の払い戻しもできません。

相談

行政相談委員に 相談してみませんか

行政相談委員による定例行政
相談会を毎月1回、第3水曜日
に開催しています。
お気軽にご相談ください。

- ▼開催日時
1月17日(水)
午後1時から午後3時まで
- ▼会場
町役場3階 第3委員会室
- ▼その他
相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62)2111

人権擁護・行政相談 委員会合同相談会

相手を意図的あるいは意図せ

意見箱

ご意見箱に 寄せられた ご意見と回答



●地域福祉交流センターの案内 標識について

【ご意見】
数年前、町外の方が地域福祉
交流センターを訪ねてきた時、
駅前通りからの案内標識がなく
道に迷ったことがあります。
早速、案内標識を設置するよう
町へ提案したところ、「猪苗代
中学校が統合になるので、その
際に中学校の案内標識と一緒に
設置します」との回答でしたが、
未だに設置されていません。案
内標識がなくてもよいのではし
ょうか。

【回答】

統合中学校を整備するにあた
り、中学校の移転がされなかつ
たため、案内標識の設置には至
りませんでした。地域福祉交

公的年金

農業者年金に 加入しませんか？

農業者年金は、農業者の老後
の生活の安定と福祉の向上を目
的とした公的年金です。

▼加入要件

- 次の①～③全ての要件に該当
する人なら、どなたでも加入で
きます。後継者だけでなく、夫
婦や親子でそろって加入をお勧
めします。
- ①年間60日以上農業に従事
- ②国民年金第1号被保険者
- ③20歳以上65歳未満(60歳以上
は、国民年金の任意加入被保険
者)

▼保険料は自分で選択

月額2万円から6万7千円ま
で自由に決められ、いつでも変
更が可能です(35歳未満で一定

ず不快にする、尊厳を傷つける
発言や行動はハラスメントにな
り、人権侵害に当たります。
人権擁護委員と行政相談委員
による合同相談会を開催します
ので、このような相談事などが
ある場合は、一人で抱え込まず
にご相談ください。

▼開催日時

- 2月2日(金)
午前10時から午後3時まで
- ▼会場
町役場3階 第3委員会室
- ▼その他
相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62)2111

上下水道

冬期間の水道料金・ 下水道使用料は概算 料金になります

冬期間は、積雪により水道
メーターの検針が困難となるた
め、一部を除き概算で料金を算
出しています。

1月から4月請求分は、10月
から12月分の使用水量(または
前年度実績水量)の平均を認定
水量として算出した概算料金に

なります。
実際に使用された分との差額
は、4月25日から5月5日の水
道メーター検針の結果に基づき、
5月分の料金で精算します。
冬期間に凍結などによる漏水
があった場合、5月精算料金が
過大になりますので、給水装置
の管理には十分注意してくださ
い。

▼問い合わせ先 上下水道課 水道管理係 ☎(62)5622

水道料金・下水道使用料は、
毎月15日(土日、祝日の場合は
その翌日)に納入通知書をお送
りしています。

口座振替を利用されると、毎
月25日(口座振替日が土日、祝
日の場合はその翌日)に指定口
座から引き落としになり、納め
忘れがなく、納付場所へ出かけ
る必要がないため大変便利です。
町内の金融機関・郵便局の窓
口に申込用紙がありますので、
通帳と届出印を持参してお手続
ください。
残高不足などにより口座振替
ができなかった場合は「口座振
替不能通知書」を送付しますの

☎(62)5655
または最寄りのJA窓口へ

防災

機器更新に伴う防災 無線の停止

次の期間中は、防災無線の機
器を更新するため、地区の防災
無線と戸別受信機からの放送を
停止します。
災害等が発生した場合は、各
区長を経由した情報の伝達や、
携帯電話の緊急速報メールなど
を活用し、情報発信を行います。

▼停止期間

1月15日(月)午前8時30分か
ら1月17日(水)午後5時まで

▼問い合わせ先

総務課 防災情報係
☎(62)2111

善意をありがとう ございます

○猪苗代の偉人を考える会
猪苗代の偉人を考える会は
12月15日、緑小学校に猪
苗代兼載の生涯を描いた冊子
「泣き虫けんさい」約60冊
を寄贈しました。小楡山六郎
会長らが同日、町役場を訪れ、
緑小の武藤盛男校長に冊子を
手渡しました。



冊子を手渡す小楡山会長(右から2人目)ら

アルペン競技スピード系種目の 3大会開催

今年も猪苗代スキー場で、アルペン競技スピード系種目の日本一と学生チャンピオンを決める3大会開催が決定されました。

迫力あるレースを間近で観戦できる機会ですので、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

▶第102回全日本スキー選手権大会

- 開催日 1月31日(水)
- 競技種目 スーパー大回転

▶第39回全日本学生チャンピオン大会

- 開催日 2月1日(木)
- 競技種目 スーパー大回転



▶秩父宮杯・秩父宮妃杯第97回全日本学生スキー選手権大会

- 開催日 2月2日(金)
- 競技種目 スーパー大回転

※詳しくは、全日本スキー連盟サイト「大会カレンダー」をご覧ください。

▶問い合わせ先

生涯学習課 社会体育係
☎(72)0180

サロン紹介



顔のストレッチをする参加者



順番に趣味や生きがいなどを発表

サロン五十軒

山本フミ子さんと山本道子さんが世話人を務めるサロン五十軒は、毎月1回、15日に五十軒集会所で開催しています。

サロン五十軒では、毎回10人ほどが参加し、町職員によるごみや栄養の話の聞いたり、手芸などをしたりしています。また、年に1回バスで遠足に行くのがみんなの楽しみです。

11月15日のサロンでは、「衣食楽PROJECTヒトラボ・楽ラボ」を運営する福地喜裕代表を招いて「ヒトラボ介護予防塾」を開催。介護予防塾では、名前や趣味、毎日の出来事などを順番に発表し、豊かな人生について話し合いました。

山本フミ子さんは、「普段はなかなかみんなが集まる機会がないから、多くの人にサロンに参加してほしい」と話してくれました。

※「サロン」ってなに？
お茶のみ、茶話会です。自由に、無理なく、気軽に、皆さんで居心地のいいサロンを始めてみませんか。



投票日
2/18
(日)

町議会議員一般選挙

町議会議員一般選挙を、次のとおり執行します。私たちにとって最も身近で、皆さんの生活に直接関係する選挙です。

選挙は、日々の暮らしをよくするため、私たちの「生の声」を政治に反映させる大事な場でもあります。棄権しないで投票しましょう。

- ▶告示日 2月13日(火)
- ▶選挙期日 2月18日(日)
- ▶投票時間 午前7時～午後6時

今回の選挙は、町内すべての投票所で、投票できる時間が午後6時までとなります。

▶投票できる人(選挙権)

投票できる人は、選挙人名簿に登録され、次の要件を備えている人です。

- 国籍・年齢要件
平成18年2月19日までに生まれた日本国籍を持つ人
- 住所要件
令和5年11月12日までに転入の届出をし、引き続き町内に住んでいる人

▶期日前投票

投票日に、仕事や旅行などやむを得ない理由のため投票所に行くことができない場合は、期日前投票をすることができます。

- 期間
2月14日(水)～2月17日(土)
- 時間
午前8時30分～午後8時
- 会場
町役場1階 町民ホール(正面玄関右)
- 持参するもの
入場券

▶不在者投票

仕事や旅行などで選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している人は、滞在

地の選挙管理委員会です。あらかじめ町選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、指定病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で不在者投票ができます。あらかじめ当該施設などにお尋ねください。

▶開票

午後8時から町総合体育館(カメリーナ)で行います。

開票会場にお越しの際は、必ず上履きを持参してください。

▶立候補の条件(被選挙権)

町議会議員一般選挙に立候補するためには、本町に選挙権がある満25歳以上の人で、次の規定に違反しないことが条件です。

- ・重複立候補の禁止
- ・被選挙権のない人の立候補禁止
- ・選挙事務関係者と公務員の立候補制限

▶立候補届出日時

2月13日(火)午前8時30分～午後5時
※選挙運動期間は、2月13日(火)～17日(土)の5日間です。

▶立候補予定者説明会

- 日時
1月18日(木)午後1時30分
- 会場
町役場3階 正庁
- 対象者
立候補予定者もしくはその代理人で3人以上
- 内容
立候補の手続き、選挙運動の注意事項など
- その他
立候補の届出に必要な書類をお渡しします。

▶問い合わせ先

町選挙管理委員会 事務局
☎(62)2111